

高市志友傳

田中敬忠編

高市志友傳

一、はしがき

近代的和歌山の建設者として、市民の記憶に留免置かねばならぬ、隠れたる高德者高市志友翁について、今以て一編の伝記すらなきは甚だ遺憾とする所である。翁は孝識の豊富・文藻の高雅・趣味の饒多を以て、當時其名を謳はれ、名声噴々たるものであった。殊に和歌山の社会事業に貢献せられたる事蹟頗る多く、今日南海の大都市として将来益々発展すべき我が和歌山市は、過去に於て其の商工業の運用上最も大切なりし内川の埋れるを屢々浚渫し、治水事業を全ふせしめたる恩人である。藩命により、その孝殖の豊かなるを認められ、紀伊国名所圖絵の編修をなさしめられたる如きは、當時のなし能はざる所である。こゝに翁の伝記を述べんとするに、高市家には天災の爲め、多数の古文書と共にその記録の殆ど大部分を煙滅せしを以て、現戸主志直翁と古老の伝言、余の調査を綴り述べてみやう。

二、

高市家の祖は六郎兵衛と云ひ、元和五年徳川頼宣公紀州に入国するや、駿河府中より随行したる十二家御用商人の一家であつた。當時和歌山新雜賀屋町に住し、材木の御用を努免てゐたが、其の後書籍の御用を受け、明治初年まで紀州藩の御用商人として羽振を利かしてゐた。元和歌山市元寺町一丁目屋号帯伊高市伊兵衛は其の後裔である。高市志友・名は伊平・字は青霞堂と号し、同家第七世の長子にして、宝暦元年未正月七日和歌山北細工町に生る。幼にして總明多識なる神童であつた。纔八歳にして單身江戸に登り、浅草の藥種商某に勤め難銀苦渋した。常に孝問を好み寸暇を惜しみて業務のかたわら読書を行ひ、日夜精勵をなし、遂に二十余歳にして同家の養子に見込まれたるも、長男の故を以て辞退した。其の後長く江戸に滞在し、文孝を究めもつて研鑽の功を積み和歌山に還る。當時江戸の書林では帯伊のやうな文学者は珍しいと口々に賞賛したと云ふ。而して志友翁は常に公德心篤く、和歌山の社会事業に対し種々奔走するところ多かつた。翁又深く神仏を崇敬し、關東・關西各地の勝地旧蹟を跋涉し、名高き神社佛閣興隆發展策に意を用ひ、献身的努力をなしたと云ふ。晩年は著述に耽り、就中藩の御用出版に全力を注ぎつゝありしも、自著の雜俳百画讚等多数稿を残し、文政六年三月七日七十三歳を以て溘逝せられる。法諱は華道壽信士と云ひ、和歌山市鈴丸町萬精院の塋域に葬らる。高市志友翁の如く公德心厚く、且つ博孝にして偉大な功績を残せし士は、大いに顯揚し名を永遠に伝へしめねばならぬ。左の一篇は高市家第八代志文翁が藩

主へ同家の覺書の一部として口述せるものである。

乍恐御内意奉申上口上

新通二丁目

帶伊伊兵衛

一、私先祖元和五未年駿河より御国へ罷越新雜賀町ニ而御材木御用被爲仰付難有相努渡世任罷在候而御用向無故障相努其上和州吉野郡中ヨリ仕出候板之儀ハ往古ハ大和ヨリ牛馬ニ而大阪堺へ陸廻シテ仕来候処御材木御用ニ付吉野郡中へ毎度罷越候ニ付彼地ニ而智音之者共多ク御座候ニ付右板類何卒御国へ引請候而川筋積下シ候ハバ輕キ者共稼方相増殊ニ岩出御口銀乍恐相増御益ニモ相成候様取計仕候由緒ヲ以テ天和三亥年奉行所彦坂九兵衛様御勤被遊候節於御當地ニ始而板問屋株私先祖六郎兵衛老人へ被爲仰付難有仕合ニ奉存候其後私祖父長次兵衛義宝曆年中江戸御表御中屋舖御焼失後冥加人足料銀奉差上候処御悦喜被爲遊御感状被爲下置難有頂戴仕候爾今所持有候又明和年中御調達永上銀ヲ奉差上難有渡世仕罷在候然ル所私義當時御藥種屋仲間并書物商売仕罷在候ニ付先祖之由緒ヲ以安永七戌七月鳥犀角潤体圓ト中風藥御国御領分中并諸国共売弘メ之義奉願上候猶其後寛政七辰三月紀勢御領分之名所旧跡神社佛閣圖繪開板之義奉願上候処御許容被爲成下右兩件様トモ御觸流被爲成下難有仕合ニ奉存候

一、先年御城下町人共へ御立金被爲仰付候節町人共之内心得違被是申立者共御座候ニ付下ニ而納得爲仕候様親伊兵次へ御番所様ヨリ被爲仰聞ニ付夫レく納得爲仕上納仕ニ付追而御譽被爲逝候

一、先年和歌御祭礼餅搗踊親伊兵衛諸事引請世話仕候様被爲仰付ニ付精々相働申候由緒ヲ以て此度御神忌ニ付又々餅搗踊衣装其外一式相納申候

一、先達而風土記御調整被爲遊候付御城下之内親伊兵衛次^(平)へ相調候様被爲御聞ニ付御番所様へ被出相勤申候ニ付御銀頂戴仕候

一、先達而御下御殿御焼失ニ付人足料冥加奉差上申候所御感状頂戴仕申候右之通御用立候者ニ古座候へバ此段被爲聞召分販往仕候義御聞濟被爲成下候はゞ冥加至極イカ斗難有仕合ニ可奉存候依之御内意乍恐奉申上候以上

亥 五月

次の一篇は寛政六年のことで、志友翁が三禮圖版木を似前に出してゐたが、其後京都の書林北村四郎兵衛氏が五経圖彙として、前者の内容を抜粹したる版木を出したる爲め、江戸へ出訴したる時の取爲替一札之事である。

一、北村四郎兵衛殿方五経圖彙新版彫刻被致候処其許殿御所持之三禮圖ニ差構御対談ニ被及候得共埒明付申候ニ付江戸表へ可被及御出訴ニ付右圖彙奥書ニ銘々共名前之候ニ付御出訴の趣町分へ御届被成致承知候然ル所此度菱屋孫兵衛殿武村甚兵衛殿御挨拶ヲ以品合モ有之候ニ付其許御所持之三礼圖彙版本ハ五経圖彙版元北村四郎兵衛方へ代金七拾兩ニ御譲リ被成内濟相調銘々共迄モ大慶ニ存候此以後右版本ニ付御互ニ申分御座候爲後日一札如件

五経大全版元

風月庄左衛門印
今村八兵衛印
田中市兵衛印
梶川七郎兵衛印
植村藤右衛門印
泉太兵衛印

寛政六年寅十二月二十二日

紀州若山

帶屋伊兵衛殿

参

三、運河浚渫

和歌山市今日の殷盛は、運河掘割のし市の縦横に通ずるが爲にして、これにより其の盛衰の如何によること多く、百余年前に於て内川の甚だしく埋まり、船舶の航行の困難すら感じつゝあるを目撃した志友翁は、数年間私財を抛つてこれを浚渫し、常に軽きものを助くの意を以て行ひものである。當時は水運の力に依ること現在より甚しく、如何に緊要なる公共的精神の発露の賜物によりしものであらう。これが爲更に藻屑川の上流大門川及宮村四ヶ郷村中ノ島村一帯に亘る互如の耕地を拓き、下流は和歌山及宮前村岡町村一円の耕地をも助成し、一つは氾水を収めたる等其功績実に偉大であらねばならぬ。

四、耕地整理

現海草郡岡町村塩道及これに接続する和歌山の耕地一帯は、當時藻屑川の下流毛見附近の水底特に深く、これか爲河川に塩水を混入することは非常に多く、水稲作に殆ど灌水の出来ざる状態であつた。志友翁農民憂苦の現状を聞き、其の灌漑水の給源方に着眼し種々考慮した。其結果灌漑の通水を宮井の用水に辿り、宮村秋月有家宮前村北手平東ノ丁水路により、旧海草郡役所の北側より現海草橋の北の川低（底）に、約四十五間に亘る三尺平方の松木の木框を以て、東より西へくりぬくとて東方を高く、西へ低く呼び出す様に暗渠灌漑方を私財を投じ新設したのである。而して西の方は南片原町を通り塩道へ通じ、諸所に小なる貯水池を作らしめ、最に白檜橋に流下すべく耕地整理を断行したのである。これが爲和歌山及塩道の一帯に亘る農民は、多年凶作なりし水稲も御蔭で栽培せられることとなり、其恩恵を永く伝へてゐたが、現在はこれ等の場所も住宅並に工場地帯に変遷した。

五、歌舞伎芝居

文化十年頃までは和歌山に興行物としての催しものなく、一つの劇場すら持たぬ甚だしく寂寥を感じたものであつたが、志友翁は密かに考へて、爰に當時大阪の高麗橋辺にありし廃座の太鼓櫓を譲り受けた。其の頃櫓がなければ芝居を催すことが出来なんだものである。この櫓を當時官許を得て和歌山北新博労町（現在も同所を芝居側といふ）と立て貸と称し、芝居を初めて興行したのであつた。當時和歌山の人々はこの娯楽場ありしを非常に喜び、維新に至るまで帯伊の許しがなければ芝居をなすことがならなんだ。この建貸芝居小屋開催當時志友翁の興行を宣伝したのに、或時當地の建貸に初代の民藏一行芝居興行に來りたるも、何故か余りに觀劇するものすくなきを以て、多見藏大いに狼狽し志友翁に善後策を依頼した。翌朝志友翁は一行を自宅によこし、金箱や毛氈を以て新通の渡船場や本町等へ賑やかしく宣伝したるため、諸人大ひに不思議がりその由を聞けば、今度音羽屋芝居役者一行大勉強にて、上出来に芝居ななしつゝありしと云ひらしたるため、其日よりは山の如く大入りをなしたと云ふことである。左に歌舞伎芝居に関し同家に残る記録の一部は次の如くである。

取爲替一札事

一、此度建貸ニ而芝居興行ニ付櫓太鼓株并名代之儀ニ付彼是申立候品ニ付北新博勞町丁年寄立合対談致候而永代建貸櫓名代相極候依之先年其元建貸所持致候節毎月中舛ニ而一枚六人結芝居興行人ヨリ取来候由承知致候然上ハ芝居興行之節建貸借受ニ参候節右舛一枚六人詰之儀申聞候上而貸渡可申候若勝手ニ付建貸地へ売券丁タシ候節右名代ニ相成候而モ此後建貸櫓等ニ才イテ其許何等品不申出差構え無之故障不申由ニ付爲後日取爲替證文一札依而如件

明見寺支配人

徳田喜左衛門印

家代十藏印

丁年寄総代

十右衛門印

文化拾年酉六月

帶屋伊平次殿

一札之事

此度北新博勞町建貸芝居ニ而當三月十五日ヨリ流レ日數十五日出詰リ上レリ其興行被成ニ付我等共給金廿兩貳歩ニ相極メ売切申処実正也右給金ノ内金子拾兩受取残り拾兩貳歩我々道中小遣金ト一処ニ御地へ着次第直様受取申筈ニ相對仕候然ル上ハ右之金受取不申候而ハ芝居初日出シ不申候尤モ出カタリ衣裳上下其他何ニヨラズ座売切之外金子申請不申候受荷物御向イハ其方ヨリ被成ト相對御座候爲後日依而一切如件

寛政十二年未ノ三月

大阪太夫三味元惣代

竹本重太夫印

紀州若山細工町

帶屋伊兵衛殿

六、紀州名物小鯛雀ずし

和歌山随一の名物小鯛雀ずしは今を距る百十余年前、藩主徳川治宝卿が小鯛の握りずしが丁度その形雀に酷似するを以て命名されたるものである。志友翁はこの小鯛ずしを広く大阪の食道樂筋へ紹介する目的を以て、百十余年前紀州名物として初めて大阪表心齋橋辺りに花々しく開業せしめたるが、當時大阪では小鯛の雀ずしなるもの初めてで、その製法に獨創的加工をほどこしてゐる点から、買手山の如く群集し大繁盛をなしたといふ。これが爲品物一時調のはず切手を以て売ひろめ、其お客に対し数を多くする方針にて営業をなさしめたため、紀州名物が食通人に嗜好賞讃せられた。現在の大阪の小鯛ずしの製法は実に紀州より伝授せしもので、今でこそその材料を随分吟味する關係上名声を上げつゝあるが、この紀州の小鯛ずしも今に於いて大阪の玄人筋にもてはやされるのは、一つにその材料の選擇に留意ななすが爲である。即ち鯛は紀淡海峡にて捕獲せられるも、米は讃岐一等米・米酢は紀州粉河名産を用ひ、且つ獨特の製法を施すから、大阪製よりも一等地を抜いてゐるのほうれしい。此の名産を広く世に普及せしめ、今日まで紀州名物の一つとして評判のよいのも、志友翁に預かつて力がありしものである。

七、紀伊国名所圖繪編纂

紀伊国名所圖繪は我国に於ける名所圖繪の白眉たるものなりと、故徳川頼倫侯の屢々讃詞せられたものである志友翁は紀伊国名所圖繪を編纂すべく藩命を受け、絶大の精力を以て公撰したるものにして、當時紀藩は他藩に率先して其編纂をなさしめたものである。當時高市志友翁は和歌山に於ける孝殖富膳を以て、藩の寵遇を受けたるは、実に名譽といふべきである。翁は本書を起稿するに當時交通不便なる山野を跋歩し、豫め藩の許を受け調べが可きことを小冊子として各地に送り、自ら編輯委員・畫家委員を伴ひ精細な踏査をしたものである。志友翁は同名所圖繪の抱負に述べて曰く「旧蹟名所古今稜変するが如きは必ず研究せざれば惜しからず、こゝを以て引書は日本記を始免として、凡て国典に載する所及曲故の管する所は野史稗官と雖も都て涉獵して之を擧げざることをなし、和歌は代々の撰集詩賦は名家の文集、その他の連歌・俳諧・狂歌の類に至るまで、皆その先人の集中より抄出せずといふことなし」と云ひたるが如く、其の考證該博なるは驚くほかはない。志友翁は自己の一生事業として紀伊国名所圖繪を完成し、南海全部・

伊勢路等の名所圖絵全部も編輯すべく努力しつゝありしも、初編より第三編まで十七冊を編し、後編の原稿並びに其の他の稿を残されたのである。後編は国孝者加納諸平翁が藩命により編纂し、続編牟婁郡を秘本とし、大成するに至らない。

八、藩主一位老公と志友翁

徳川治宝公（一位老公）は歴代藩主中、最も聡明にして多趣味なる君主であつた。特に天明年間の疲弊を受け財政一般に困窮に達したるを以て、奢侈を戒め節儉を重んじ文物制度の改造をなさしめた。志友翁は一位老侯に受せられ、藩から指定出版として文化文政以降の補助書物は、悉く帯伊が引受け上梓したものである。これ等は志友翁が文孝に通じ、一位老公のお氣に入りの爲頗る多く、常に優遇されてゐた。或時和歌山岡ノ谷松生院開帳の際、幟あげ振木・旗あげ等の賑ひを御覽に供すべく、わざ／＼高石垣に御登り遊ばすやう申上げた。當日何故か一向その催しなく、一位老公は御側の者に伊平次に大ひにだまされたのお言葉を残したといふ。文化年間城下の者奢侈に流れ、衣類の如きは絹布のものを多く用ひ、人心弛緩し憂慮すべきと聞きを以て、遂に文化三年儉約令が發布せられた。即ち粗衣粗食を重んじ・形式的の儀を廃し・華美に流るゝ一切のものゝ使用を嚴禁せられた。数年後節制の効現れたるも、和歌山の商人は相當の打撃を蒙り、其の挽回策として志友翁に解禁策を依頼した。其の後岡の谷松生院に緋羅紗の幟上げ等、花々しき賑ひを催し、一位老公に岡口の門より御覽に入れた。當時儉約につとめつゝある人情風俗をも見られ、非常におよるこびの上遂に儉約を解かれたと云ふ。

九、上田伊織に贈りし書簡

一筆啓上仕候、秋冷に趣き候へ共彌御勇健に被爲渡候奉存候然らば三船神社并に踊圖絵とも中書出来仕候付御覽に入候思召に相叫不申候所御座候へば御遠慮なく御直し可被下場所は広く紙に大きなく御座候も委しくは方角相違し所も御座候へども是は御用捨可被下午併方向に大違の分は鳥度相糺申度候

一、別紙に高野山より道法に花阪より諸方へ別れ道神野市場より高野へ相登候

花阪より猿川へ出る末村は何村に而御座候哉

一、神田村より高野山へ行程

一、椋木村より高野山へ行程

一、鎌瀧は上は何村下は何村貴志川迄の行程

一、段村より大津迄の南海道村々次第

一、梅拓川之水源は何山よりでると申事

一、調月より大川筋之村々順道

一、三社神社京譜釣鐘銘御湯釜の年号其外天子より之御書

大畧夫れく御調べ被下而御下し被候へば千万難有可存候

七月二十六日

帶屋

伊平二

上田伊織様

十、上田伊織のいことども

高市志友と親交厚かりし上田伊織氏は、和歌山縣那賀郡安樂川村神田の人。孝識才能に富み高野領内の地に選ばれ常に地方開発に努力し、郷土の政治神社佛閣乃興隆発展に意を用ひ村の平和を保持した。特に藩の大事業たりし紀伊国名所圖繪并に紀伊続風土記編纂に、高野山領内の資料を提供し、其の完成をなさしめた。今氏の編せし寫本として左の様なものがある。

一、文久二年高野山御修理領

一、天保年代自筆手続書

一、文化十年続風土記に付き御見分記録

昭和二年三月一日印刷
昭和二年三月七日発行

和歌山市新大工町十八番地

編集兼
発行者

田中敬忠

印刷所

和歌山市杉の馬場二丁目
和歌山印刷株式会社

印刷者

和歌山市杉の馬場二丁目
岡宗次郎

あとがき

(昭和廿六年七月下旬寫本 清水 長一郎 原本田中敬忠氏藏)

高市志友は加納諸平や本居宣長等みたいな紀州藩お抱えの学者で、『紀伊國名所圖繪』の編集に当たった人と今まで思っていたが、土木建設や出版の等藩お抱えの実業家で『名所圖繪』の編集などはずっと後のことと、此の伝記を写本するまで全然知らなかった。

此の『高市志友傳』をネットで公開しようとしたが、初版の発行が昭和二年で問題ないが、著者の田中敬忠氏の著作権がまだまだ三十年くらいあるので、活字化のみに止めた。高市氏や田中氏はどっちを望むか。

平成十九(二〇〇七)年七月十二日

清水 章博